

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
通信政策特別委員会 公正競争WG(第2回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2024年2月19日
ソフトバンク株式会社

我が国における安定的な電気通信の提供・公正競争の確保は
電気通信事業法とNTT法の両輪で機能しており
双方を対象とした通信政策の見直しは極めて重要な政策課題

「2025年を目途にNTT法を廃止」といった
あらかじめ法形式を定めた上での議論ではなく
国益や国民の声を反映しつつ

時代に即した規律や法形式の在り方を検討することが適切

181者

日本全国の電気通信事業者、自治体等
(MNO/CATV/ISP/電力系等)

我が国の公正競争環境確保のためにも

NTT法の「**廃止**」に**断固反対**

NTTしか持ち得ない「特別な資産」

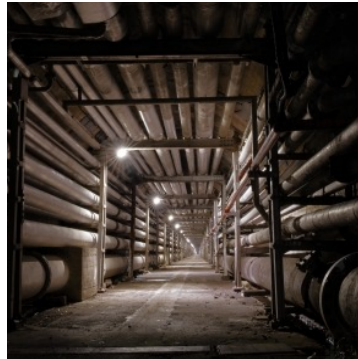
**NTTの線路敷設基盤等（特別な資産）は
30年の年月・25兆円もの費用をかけ、築き上げた国民の財産**



土地
約17.3km²



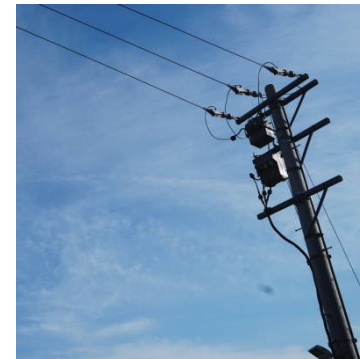
局舎
約7,000ビル



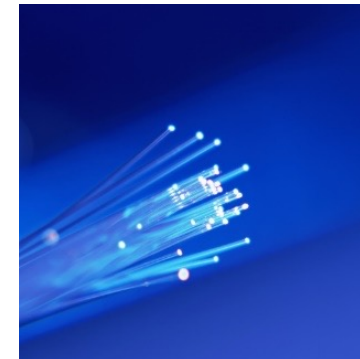
とう道
約650km



管路
約60万km



電柱
約1,190万本



光ファイバ
約110万km

東京ドーム
約370個分

全国交番の数
(約6,000)を上回る

東京の地下鉄
総延長の約2倍

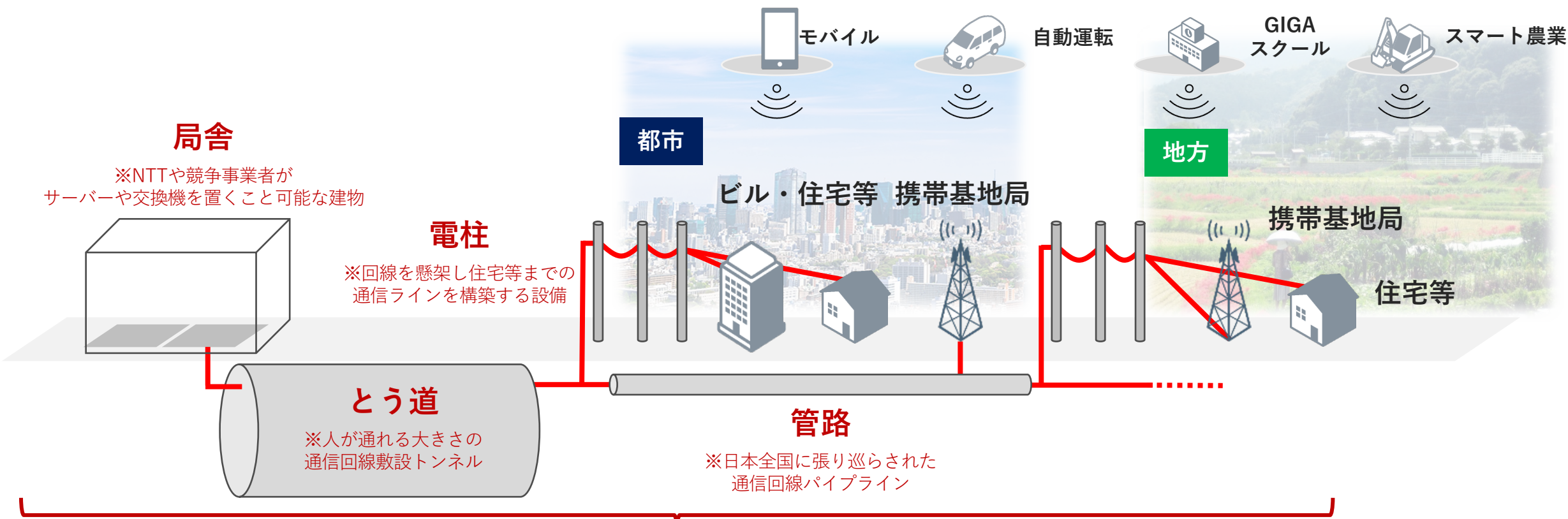
地球
15周半

国民
10人に1本

月までの距離
約3倍

日本の通信の根幹である「特別な資産」

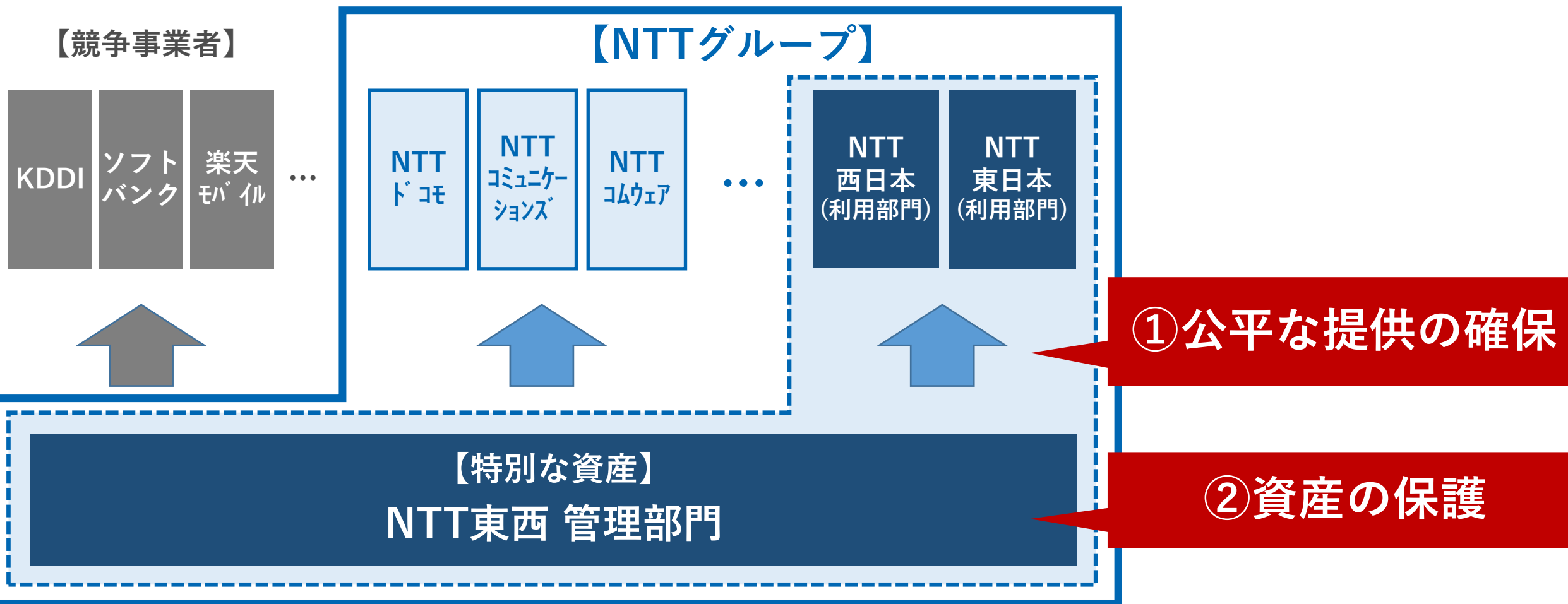
NTTの「特別な資産」は、我が国のあらゆる通信を支える基盤



【特別な資産】

特別な資産を有するNTTに求められる事項

公正競争の観点において、特別な資産を有するNTTには、
①公平な提供の確保 ②資産の保護 が求められる



① 公平な提供の確保

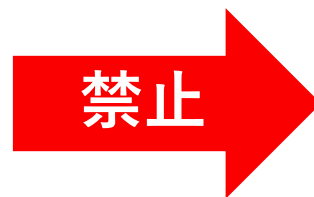
第一種指定電気通信設備制度の必要性

特別な資産の公平な提供のため、引き続き
第一種指定電気通信設備制度による規制の維持が必要

第一種指定電気通信設備制度

【要件】東西エリア単位で、加入者回線
専有率が50%超であること

- 接続約款による公正な貸出義務と、認可制度
- 禁止行為規制
- 網機能提供計画
など



排他的な料金・条件設定

情報非開示

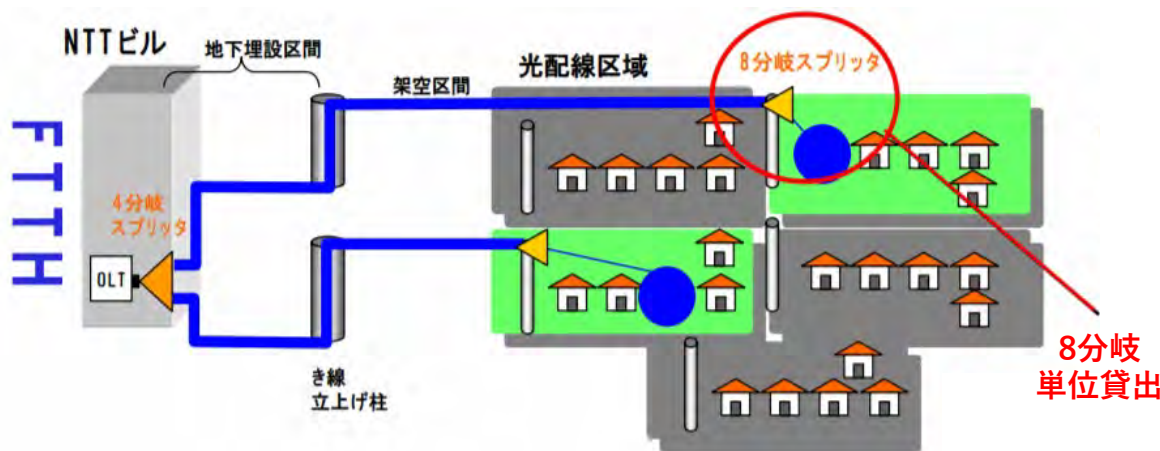
同一グループ内優遇

真の公平性の確保

第一種指定電気通信設備制度に基づく提供であっても、
真の公平性が確保されないケース（形式的な公平性の確保）が過去に存在

NTTの経営戦略・方針に基づく整備計画・設備貸出単位等が
公正競争に影響を及ぼしていないか継続的な検証が必要

事例① 加入光ファイバの8分岐単位貸出



事例② NGN機能の利用

(2) 接続協議の円滑化及びNGNに関する情報開示の充実等

従前から接続事業者から要望のあったNGNによる「品質保証型の0AB～J」IP電話サービスの提供については、2016年12月に「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」のアンバンドルのための省令改正が行われた
(中略)

これに関しては、関連のアンバンドルについて、NTT東日本・西日本と要望事業者による協議に長い期間を要した（要望事業者によれば7年、NTT東日本・西日本によれば5年）経緯がある。
(中略)

実際の協議においてNTT東日本・西日本から要望事業者に対し、アンバンドル形態の具体的な要望内容についての詳細な説明が求められたとし、その前提となる要望事業者側への情報開示に関する課題が指摘されている。

出典：固定電話の円滑な移行の在り方 一次答申(情報通信審議会：2017年3月28日)

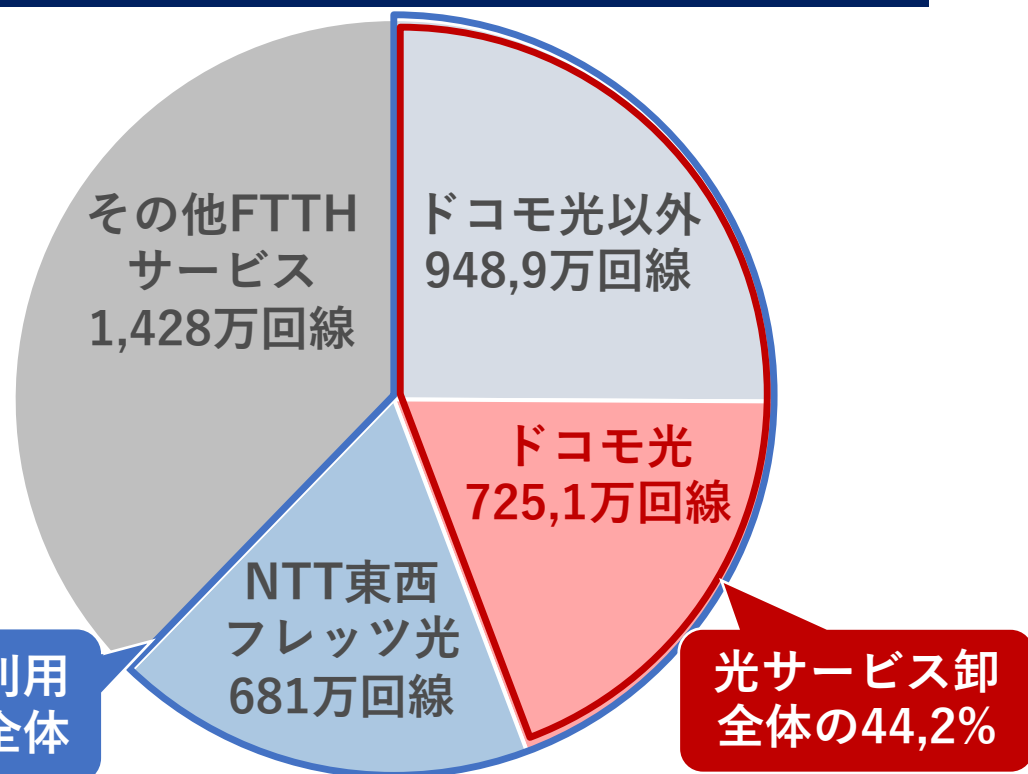
新規事業者は採算とれず参入困難

当社がNGN上で
0AB-J IP電話を提供するまでに7年

NTT一体化により加速する問題点

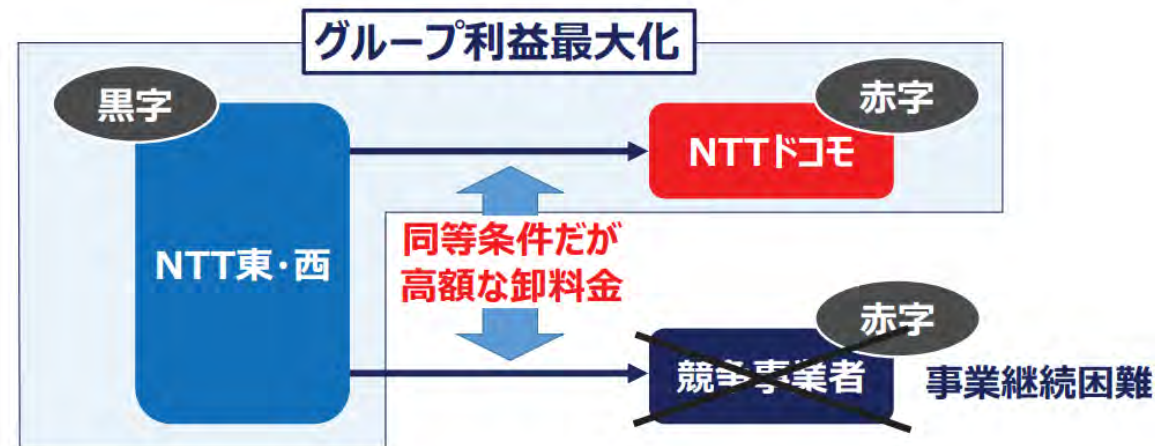
利用者向けのFTTH提供にあたり光サービス卸の比率が高まっているが、
NTT東西とNTTドコモの資本一体化（2020年）に伴い、
料金低廉化インセンティブが生じにくい構造

FTTH契約数



NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化

卸料金高止まりにより、
NTTドコモの利益が圧縮された場合も
NTTグループの利益は最大化可能
(グループ内での内部相互補助も可能な構造)



組織規制の維持と追加措置の必要性

NTT東西の分離には競争を通じた非効率性排除の目的があったものの、
利用料金の低廉化は十分に進展せず、機能していない

東西分離を維持しつつ、検証・追加措置が必要

戸建て卸料金・コストの推移

構成員限り

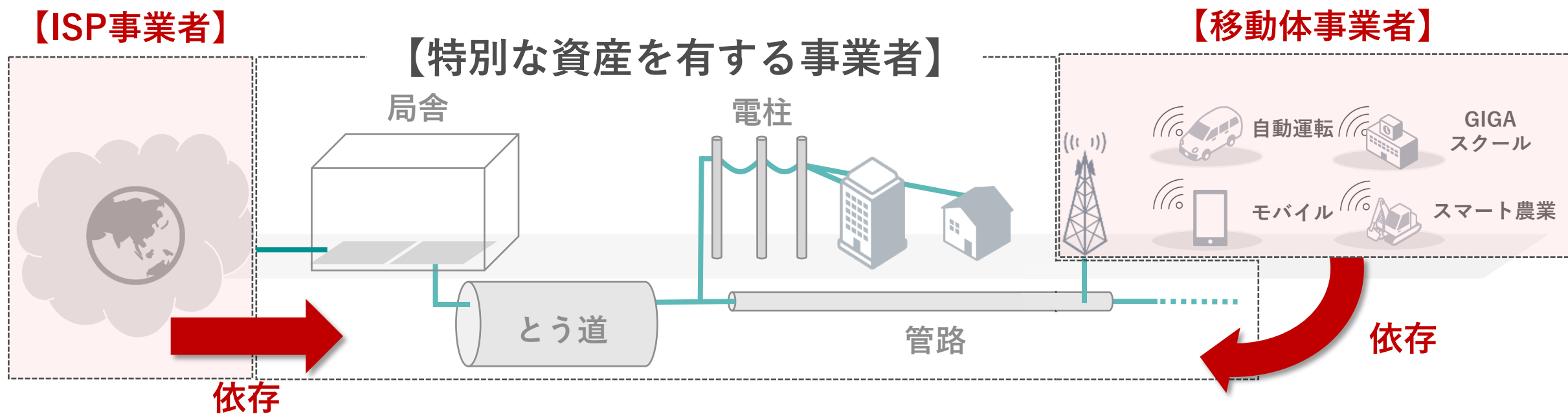
ヤードスティック
競争

NTT
西日本

NTT
東日本

特別な資産を有することによる競争優位性の排除

特別な資産を有するNTT東西には、構造的な優位性が存在
時代に応じた見直しを行う場合も、業務範囲規制（構造的な規制）の維持が必要



公正競争を確保すべく、移動体・ISP事業等について引き続き禁止すべき

累次の公正競争条件の成り立ち

NTTの累次の公正競争条件は、分社・再編時に承継した旧公社時代の資産や市場支配力に起因して策定されたものであり、引き続き遵守されるべき規定

(参考) NTTグループに対する累次の公正競争条件		24
1988 (S63) 年 データ通信事業の分離	データ通信事業の分離について (S63年4月日本電信電話株式会社報道発表)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ NTTの出資比率の低下 ◆ 転籍による社員の移行 ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保 ◆ NTT・新会社の共同調達禁止 	
1992 (H4) 年 移動体事業の分離	日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について (H4年4月郵政省報道発表)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築 ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止 ◆ 転籍による社員の移行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ NTTの出資比率の低下 ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止 	
1997 (H9) 年 ソフトウェア関連業務の事業化・分離	ソフトウェア関連業務の事業化について (H9年3月日本電信電話株式会社報道発表)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止 	
1999 (H11) 年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成	日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針 (H9年12月郵政省告示)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止 ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施 ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止 ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同源性確保 ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保 ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保 ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保 	

累次の公正競争条件の実効性確保

公正競争条件は制度的に担保されたものではなく、
事前の議論なく反故にされた事例（NTTドコモの完全子会社化）が存在
「第三者による検証体制の強化」「制度化」等による実効性確保が必要

②NTTによる競争政策の一方向的な反故（1/6）

13

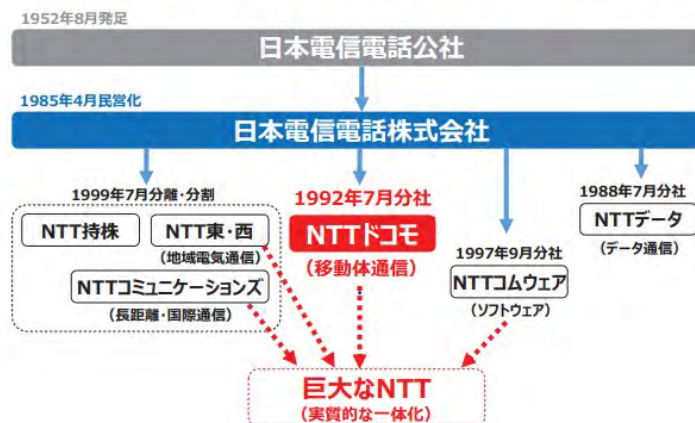
NTTドコモの完全子会社化はそもそも**NTT法に定める
NTT持株の目的・事業内容にそぐわないもの**

また、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された
政府措置等の**「完全民営化」「出資比率の低下」の方針に逆行**

NTT持株の目的・事業内容

NTT東・西が発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社

- ①NTT東・西株式の保有等
- ②NTT東・西に対する助言・あっせん等の援助
- ③電気通信技術に関する研究の実施
- ④その附帯業務



②資産の保護

NTTのあるべき姿は、会社の「目的」としてNTT法で規定
その目的は特別な資産を有することに基づき、**現在かつ将来にわたり不変**

NTTのあるべき姿
(目的)

安定的な電気通信の提供の確保

地域電気通信事業の経営

(目的)

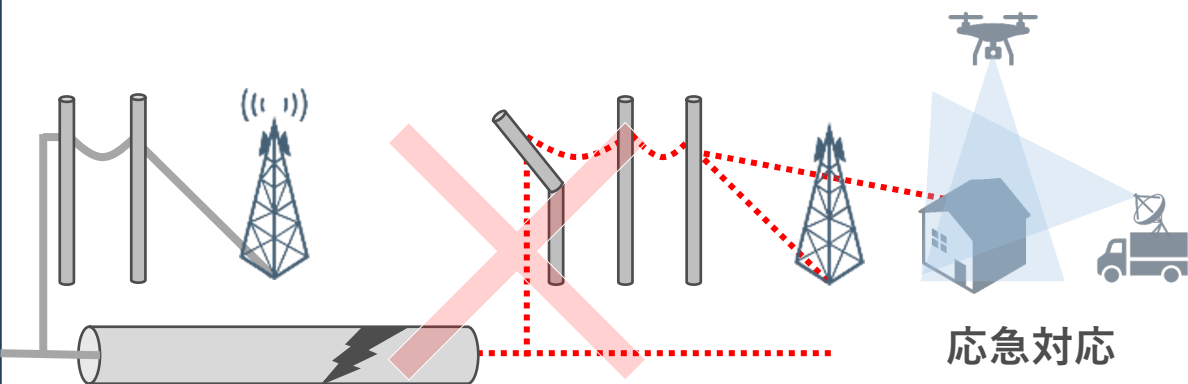
第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

特別な資産の保護の必要性

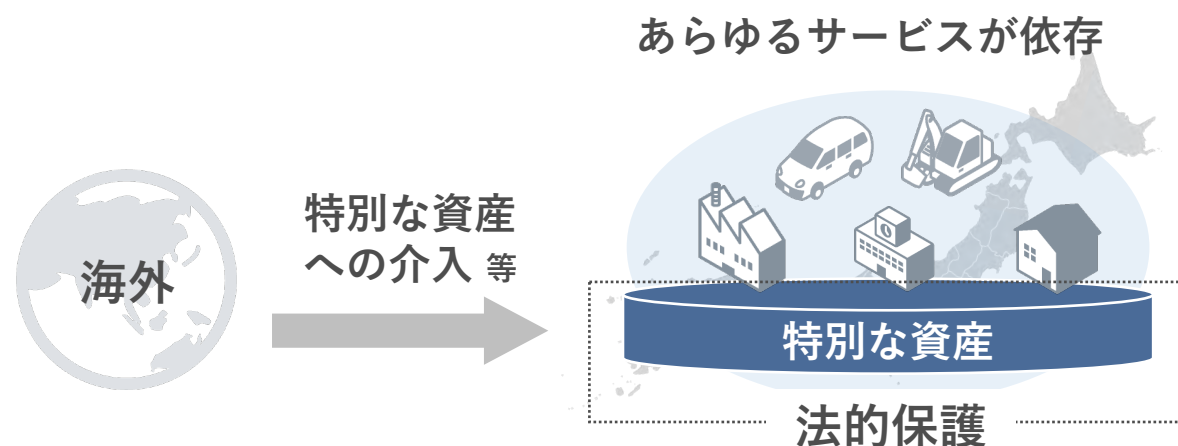
平時は勿論、災害や安全保障上の脅威に対して特別な資産を法的に保護し我が国の通信の安定性ととともに、安全性・信頼性を確保することが必要

安定的な提供（通信インフラ強靱化）



携帯電話の本格的な復旧には、基地局までの光ファイバや電柱管路などの補修が必要

安全性・信頼性の確保（経済安全保障）

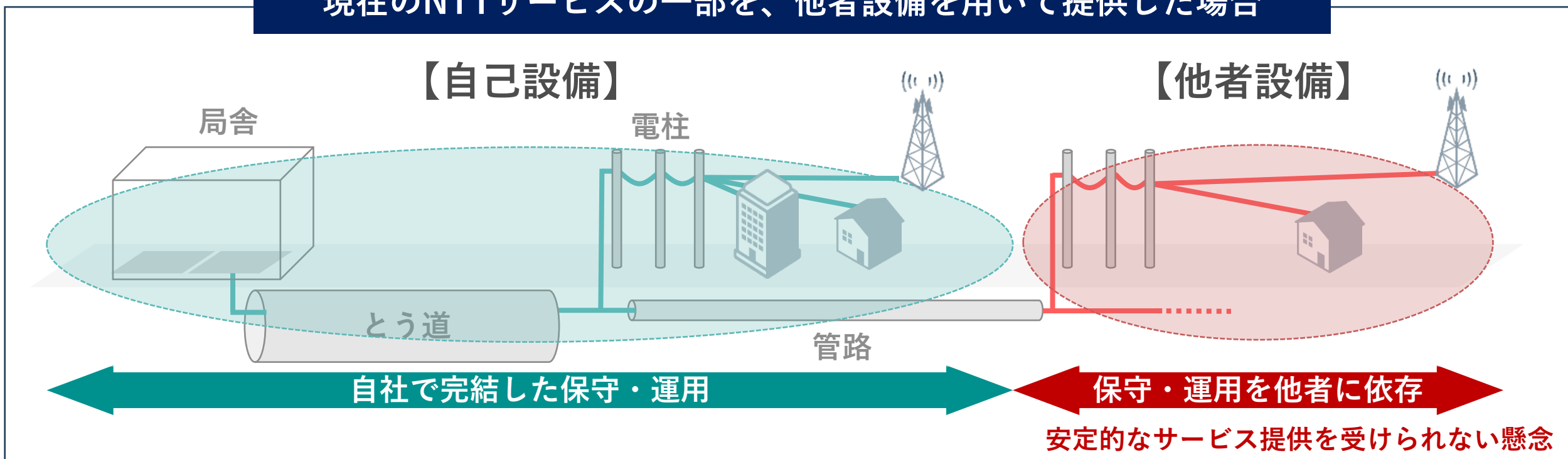


- 我が国の社会経済活動の維持に不可欠な通信の**自律性を確保**（＝他国へ依存しない）
- 安定的なサービス提供を**他国から妨害されない**

自己設備設置規定による安定的な運用

様々な事業者が依存する基幹インフラを独占的に保有するNTT東西には、自己設備設置規定の維持による確実な保守・運用の構造的確保が必要

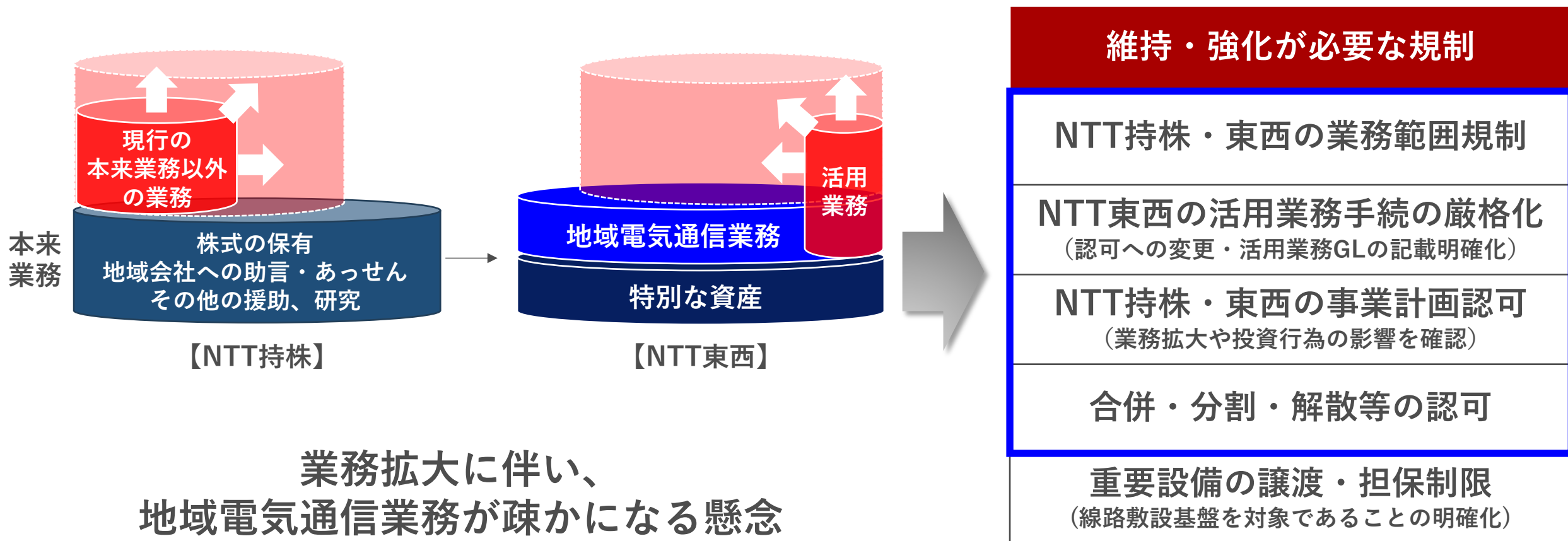
現在のNTTサービスの一部を、他者設備を用いて提供した場合



※NTT法上のインフラに関する各種規定（自己設備設置規定、重要設備の譲渡・担保制限等）はNTT東西によるグループ内他事業者への設備譲渡等によるシェア低下に起因する第一種指定電気通信設備制度の規制（加入者回線専有率50%超への規制）回避抑止に寄与していることにも留意が必要

本来業務の担保

我が国の基幹インフラである「特別な資産」の重要性を踏まえれば
保有事業者の本来業務の遵守を法的に担保することが必要



本来業務以外の事業拡大による弊害

本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障があってはならず、法的な担保措置の維持・強化が必要



維持・強化が必要な規制

NTT持株・東西の業務範囲規制

NTT東西の活用業務手続の厳格化
(認可への変更・活用業務GLの記載明確化)

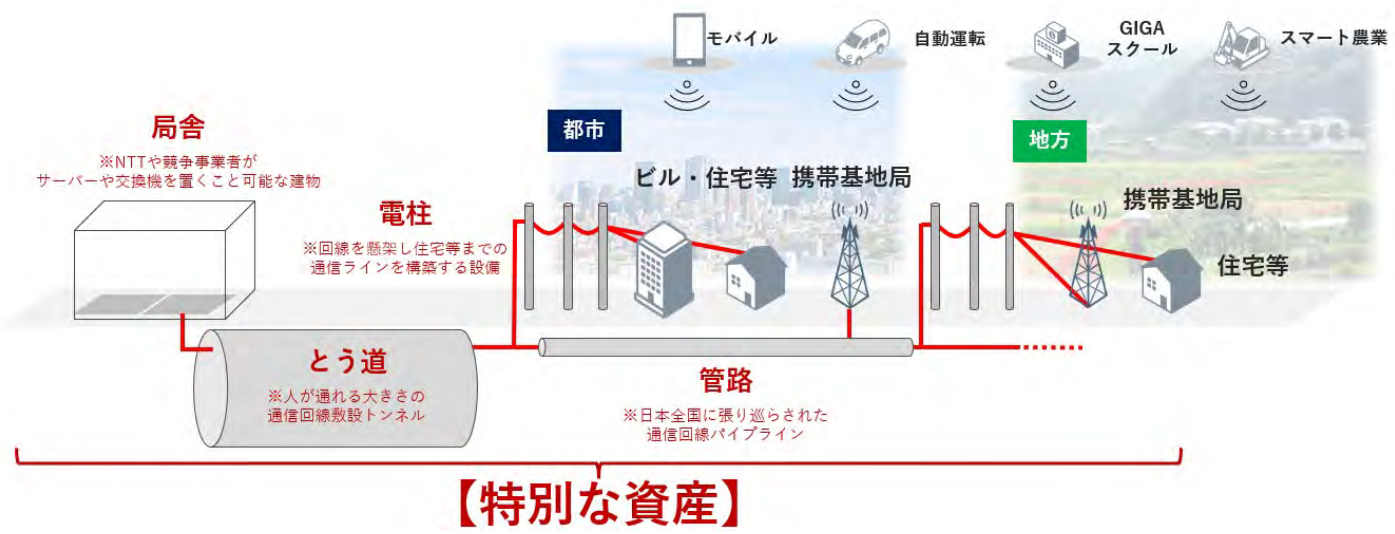
NTT持株・東西の事業計画認可
(業務拡大や投資行為の影響を確認)

合併・分割・解散等の認可

重要設備の譲渡・担保制限
(線路敷設基盤を対象であることの明確化)

特別な資産にかかる規制強化の必要性

重要設備の譲渡・担保制限の対象として
局舎等の線路敷設基盤が含まれていないことが課題
速やかに「特別な資産」の全てを対象として制度化すべき



維持・強化が必要な規制

NTT持株・東西の業務範囲規制

NTT東西の活用業務手続の厳格化
(認可への変更・活用業務GLの記載明確化)

NTT持株・東西の事業計画認可
(業務拡大や投資行為の影響を確認)

合併・分割・解散等の認可

重要設備の譲渡・担保制限
(線路敷設基盤を対象であることの明確化)

法制度の在り方

電気通信事業法とNTT法は、
相互の法規制を踏まえつつ同時期に成立し、両輪で以下を確保

「①公平な提供の確保」

「②資産の保護」

電気通信事業法

NTTと他事業者との間の
公平な利用の規定

第一種指定電気通信設備制度
(東西で回線専有率50%超の事業者)

公平な貸出義務・認可【事業法第33条】

禁止行為規制【事業法第30条】

網機能提供計画【事業法第36条】

等

NTT法

NTTのみが保有する「特別な資産」に基づく
組織の規定

(グループ統合、一体化の防止)

業務範囲規制【NTT法第2条】

設備の自己設置要件【NTT法第2条】

合併等の認可手続き【NTT法第11条】

重要な設備の譲渡・担保【NTT法第14条】

等



NTT法の規定を事業法に含めることの問題点

主に以下理由から、NTT法の規定を電気通信事業法に統合することに反対

1. NTTの組織の在り方や責務等（現行NTT法に規定されている事項や今後追加的に必要となる事項双方を含む）について、その全てをあまねく通信事業者を対象とする電気通信事業法に包含することは極めて困難であり、その実現について現時点で確証がないこと
（包含が困難である例）
 - ✓ シェア等に基づく非対称規制である事業法における禁止行為規定に、特別な資産を有することを規制要因とするNTTの組織規程を加えることは不可能（シェア等を基準とした場合、制度設計如何によって規制逃れの抜け道も存在し得る）
 - ✓ 電気通信事業者ではないNTT持株会社の規定を盛り込むことは不可能
 - ✓ 特別な資産を有する限り、NTT法の役割が完遂されることはなく、私権を制限する強制力ある規定（公正競争観点以外を含む）に事業法は不向きなこと 等
2. 現行のNTT法で各種規定ができているにもかかわらず、あえて別法律（事業法等）に移す必要性は一切ないこと（仮に可能であったとしても、法整備作業に多大な労力を要するのみ）
3. 自民党関連PTの提言では、政府保有株式の売却是非については特別な資産の公共性や経済安全保障の観点で別途政策的判断が必要とされていることから、議論開始当初に想定されていたNTT法廃止の論拠を失っていること
（なお、仮に政府保有株式を売却した場合でも当社はNTT法が必要との考え）

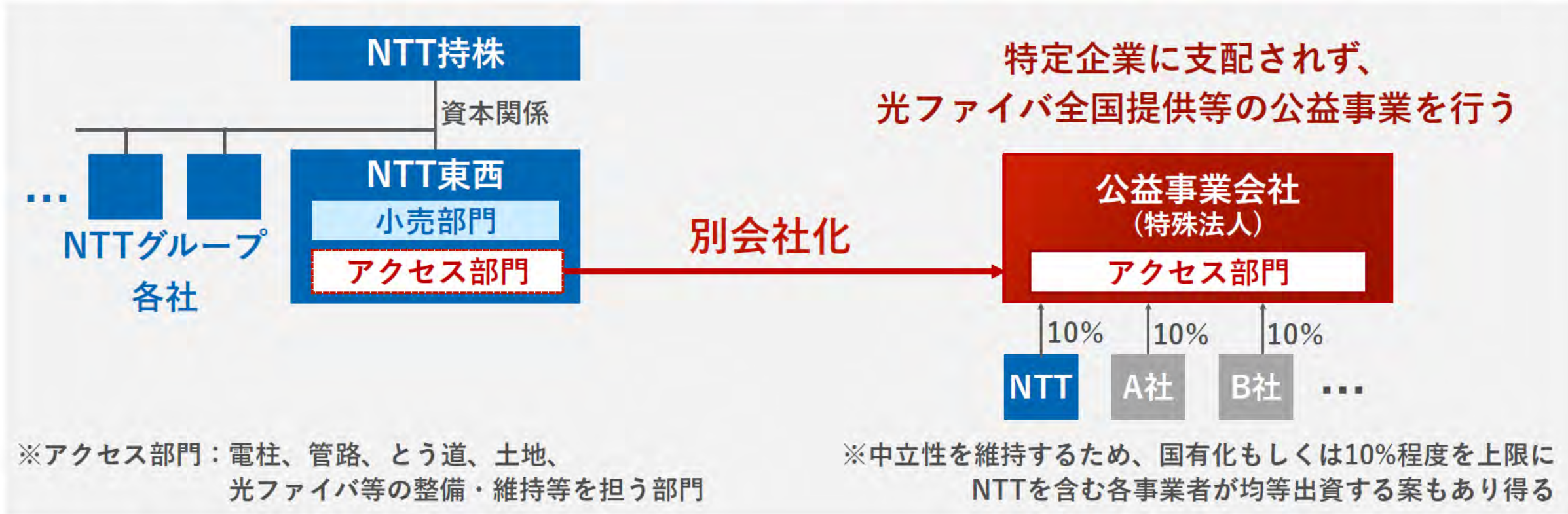
NTT法廃止に 断固反対

加えて、2025年目途に法廃止の可能性を附則へ記載することにも当然反対

必要な規定が確定していない現時点において
将来の法形式の在り方を限定し得る法改正を先行することは
制度改正のプロセスとして不適切

アクセス部門の分離の必要性

特別な資産をリスクにさらすことがあってはならず、NTTへ相応の規制緩和を行う場合は、アクセス部門の完全資本分離が必要



完全資本分離されたアクセス部門には
NTT法相当の規制を設け、特別な資産を保護する
(アクセス会社法)

公正競争確保のためには「特別な資産」を有するNTTに
①公平な提供の確保 ②資産の保護
が求められる

上記は電気通信事業法とNTT法の両輪にて
機能するものであり
現行の法規制を維持・強化することが適当

その他の論点に対する当社考え

【論点8-1】 卸電気通信役務に係る規律

- 市場独占性が存在、且つ、接続との代替性が不十分な卸役務については、ビジネスベースでなく接続に準じた規制適用の検討が必要
- 具体的には光サービス卸やひかり電話ネクスト卸などが上記規制を要する卸と考えられる
- 透明性や適正性確保のため、卸料金の原価（接続料相当額）との連動性、年度頭の料金改定及びコスト構造の異なる東西における別料金設定を実現すべき

【論点8-2】 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制

- ガイドラインに規定される収益シェア等の要件や昨今の特別な資産を有するNTT東西や旧NTT分離会社との構造的な資本関係の高まりを踏まえれば、公正競争環境に影響を与える蓋然性が依然として高いため、NTTドコモへの禁止行為規制維持が必要
- 当社をはじめとする他の第二種指定電気通信設備設置事業者については、上記とは明確に事情が異なり、且つ対MVNO観点においても多様な取組みにより公正競争環境を確保できている認識のため、禁止行為規制の適用はあり得ない

【論点8-3】 電話時代の規制・ルール

- メタル0ABJ電話は現状においても約1,400万加入存在し、電話のみのニーズも依然高い
- メタル縮退後も光等電話単体サービスへの円滑な移行を実現するうえで不当な競争やNTT独占を排除する制度維持が必要
- 第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料算定にはLRIC方式が適用されているが、これは実際費用方式による接続料算定では情報の非対称性があることや第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があったことから導入されたもの
- 2025年1月のIP網移行後の接続料算定の一部（メタルIP電話）において引き続きLRIC方式が用いられることとなっており、上述の課題を解消するためには今後もLRIC方式は有用であることから廃止すべきではない

【論点8-4】 5G（SA）時代の機能開放

- MVNOに対しては5Gの機能開放に向け前向きに対応中
- ライトVMNO（MNO提供のAPIを通じて仮想基盤スライスを利用する形態）について、MVNOがモニタリング等一部機能を利用可能な提供形態を提示し自主的に利用意向を確認
- L2接続相当については要望事業者と接続方法を協議中であり、実現時期についても国際標準化の確定(2024年3月完了予定)を受けベンダ開発着手の目途が立つ想定であることから、具体的な提案が可能となる見込み
- RANシェアについては、無線リソースの制御等への影響と国際標準化が課題との共通認識のもと、具体的要望があれば検討を進める予定

【論点9】 ネットワーク仮想化 クラウド化の進展を踏まえた 規律のあり方

- 市場支配力の源泉となるNTT東西の保有する「特別な資産」とそれに付随するボトルネック性が、NTTグループの一体化や技術の進展（仮想化・クラウド化）等によって、現行規制の枠外にある設備に当該ボトルネック性が移転することはあり得る認識
- 現行の設備を起点とした法制度で十分担保可能かについては継続的に検証していくことが適当

APPENDIX

研究開発費 (bil\$)



GAFAM

54倍

2.9

NTT/KDDI/ソフトバンク

営業利益 (bil\$)



GAFAM

10倍

34.5

NTT/KDDI/ソフトバンク

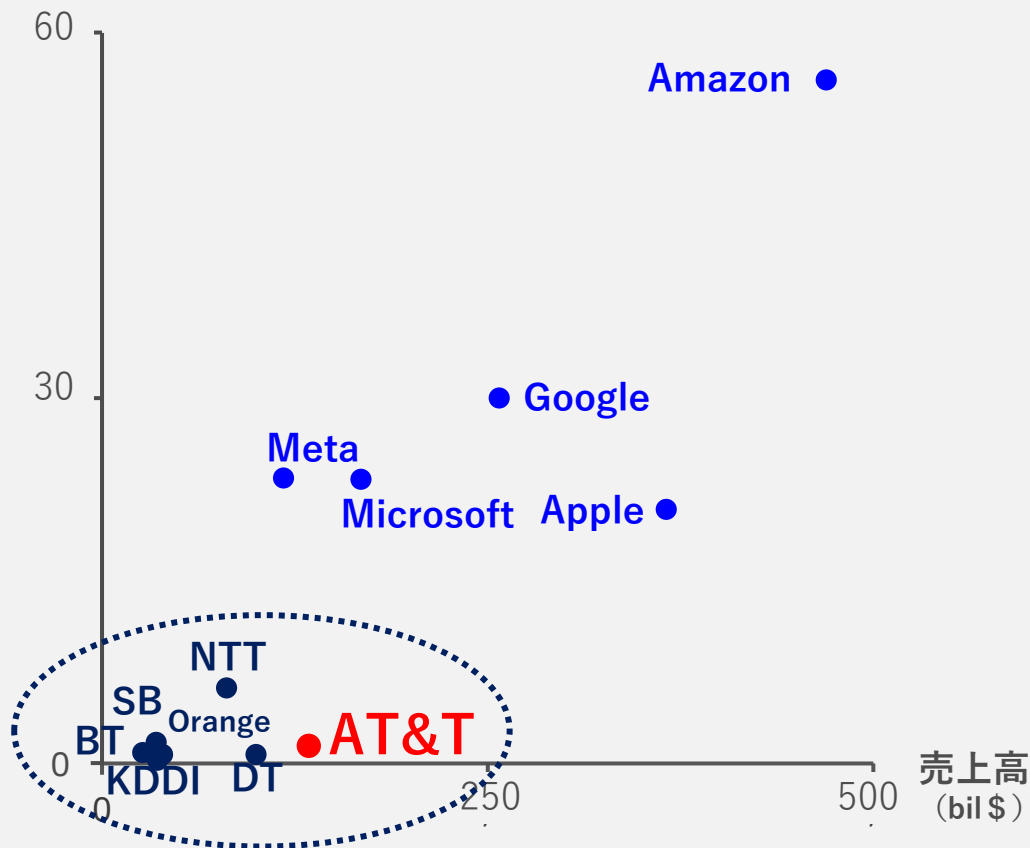
出典：EU Industrial R&D Investment Scoreboard (2022) 及び各社決算資料より当社作成 (※データは2021年度)

電気通信事業者とプラットフォームの比較②

(電気通信事業者とGAFAMを比較することは適切なのか?)

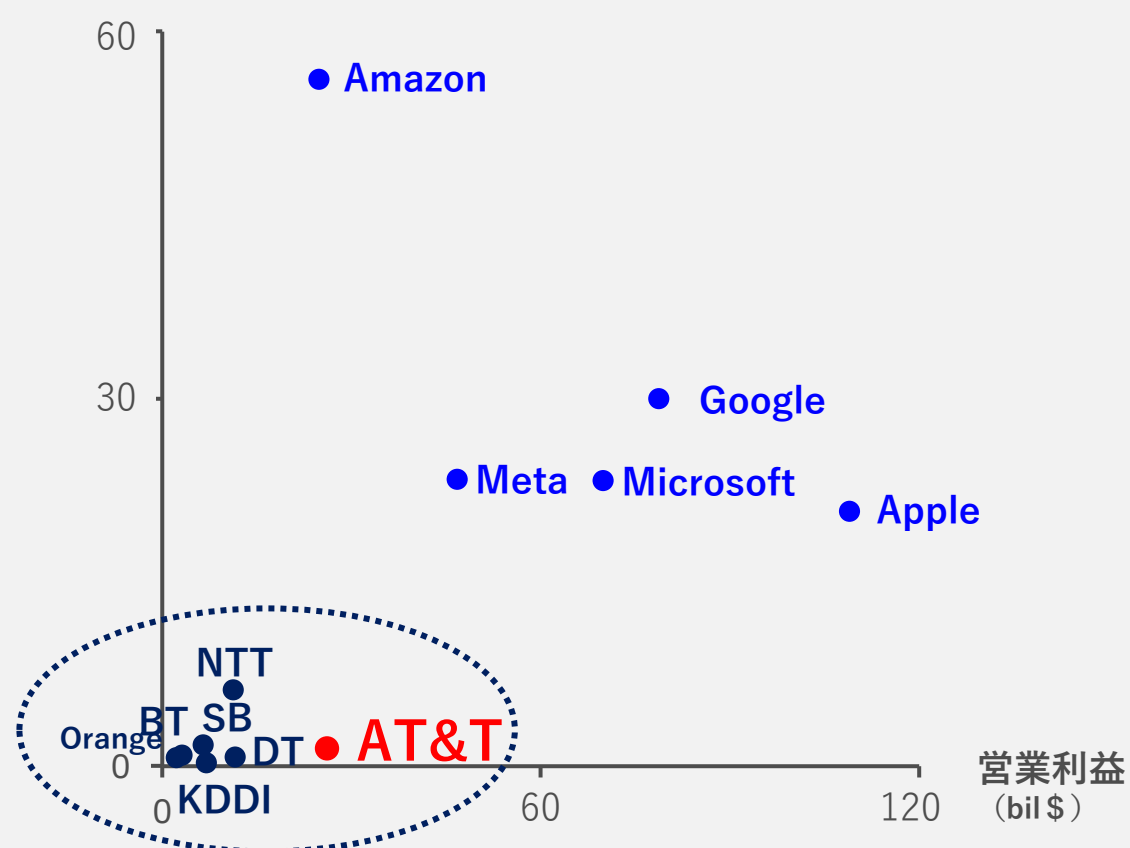
研究開発費 / 売上高

研究開発費 (bil \$)



研究開発費 / 営業利益

研究開発費 (bil \$)



国際競争力強化には、**国産プラットフォームの育成**や
研究開発税制等の拡充が必要

国内産業の総力（研究開発や設備投資額等）**を底上げし**
力強く持続的な経済成長が実現可能な環境を整えるべき

（NTTのみを後押しするのは国際競争力にとり逆効果）

オーストラリアの事例

政府100%保有で、完全資本分離



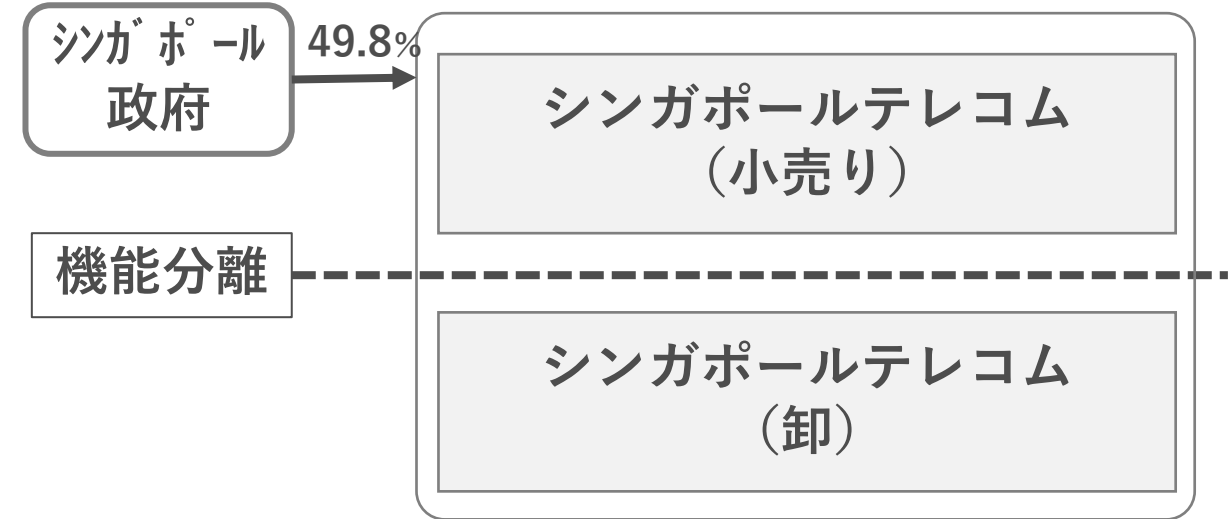
資本分離

豪政府 → 100%

**NBNCo
(アクセス会社)**

シンガポールの事例

別会社に構造分離 (一部資本所有)



構造分離

↓ 24.8% (政府12.4%)

一般株主
機関投資家 → 75.2%

**NetLink NBN Trust
(アクセス会社)**

SoftBank